

那須塩原市ブランドキャラクター「みるひい」着ぐるみ貸出規程

1 目的

この規程は、那須塩原市ブランドキャラクター「みるひい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を用いることで、本市のイメージアップを図ることを目的とし、着ぐるみの貸し出しについて必要な事項を定める。

2 借用申込

着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、着ぐるみ借用申込書（様式1）を那須塩原市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

3 使用者

使用者は、那須塩原市内の各公共機関、各種団体及び企業のほか、市長が認めた者とする。

4 貸出承認

市長は、前条の申し込みがあった場合、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ貸出承認書（様式2）を交付し、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 那須塩原市のPRを目的としない場合。
- (2) 那須塩原市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない場合。
- (4) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用されるおそれがある場合。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合。
- (6) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとする場合。
- (7) その他、着ぐるみの使用について不適當であると認められる場合。

5 使用料

使用料は、無料とする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として借受・返却を含めて5日間以内とする。

7 使用上の遵守事項

使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡及び転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載に基づき使用すること。

- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること。

8 承認内容の取消

使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反していると認められる場合は、その使用承認を取り消すとともに、その使用者への貸与は行わない。このとき、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

9 原状復帰

着ぐるみを汚損及び破損した場合は、使用者の責任と負担により、クリーニング又は修補を行ない、原状に復さなければならない。

10 市長の責任

着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。

11 その他

この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。